

【筑北村】 ネットワーク整備計画

2025年2月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
①十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合(%)	100%	100%	100%	100%	100%	・目標値を記入する。十分なネットワーク速度とは、同時利用率を考慮した学校規模ごとの通信帯域が確保されている状態。(R6.5時点)
②簡易アセスメントの実施計画			実施		実施	・簡易アセスメントとは、教育委員会が学校に対してアンケート、ヒヤリング、現地調査などでネットワークの問題の有無を調査することを意味する。
③アセスメントの実施計画	実施					・アセスメントとは、専門の業者等に依頼してネットワークに問題がないか、問題がある場合はその原因が何かを明らかにし、改善に繋げることを意味する。十分なネットワーク速度が確保できていない学校がある場合に、アセスメントを実施しないことは、一部の例外的な場合を除き想定されない。
簡易アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・現在、簡易アセスメントによる課題は発生していないが、課題の早期発見のため2年度ごとに簡易アセスメントを実施していく。					
アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・アセスメントの結果により、十分なネットワーク速度が確保できていない場合は、保守業者等と具体的な対策について協議し、必要な予算措置を行ったうえ、十分な通信帯域を確保します。					
アセスメントを実施しない例外的な事情(ある場合)						